

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに令第7条第1項

3 改正の概要

(1) 改正法の一部施行等に伴う改正（規則第7条関係）

ア 規則においては、各本人確認書類について、写真の貼付の有無等といった証明力の違いに応じて、当該書類を使用することができる本人特定事項の確認方法に差異を設けているところ、改正法の一部施行により、申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードには写真が表示されないこととなることを踏まえ、当該個人番号カードについては写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する。

イ 改正法の一部施行等により、健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となることを踏まえ、本人確認書類に係る規定から健康保険証等を削除するとともに、改正法の一部施行等の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける。

ウ 改正法の一部施行等により、医療保険者等が、電子資格確認を受けることができない状況にある者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等を行うこととなることを受けて、本人確認書類に係る規定に当該書面を追加する。

(2) その他の改正

ア 下記の書類について、写真の表示がないものについては、写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する（規則第7条及び平成24年改正命令附則第4条関係）。

- ・ 在留カード、特別永住者証明書及び精神障害者保健福祉手帳
- ・ 外国人登録証明書

イ 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例について、施行から相当の期間が経過し、適用実績も低調となっていることから、削除する（規則附則第6条関係）。

4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）